

高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場 に対する監督指導実施状況

1 監督指導実施状況

監督実施事業場数（主に5月・6月に実施） 339件

うち、労働基準監督署と地方運輸機関との
合同監督・監査数（5月・6月実施分） 245件

2 バス運転者に関し、何らかの労働基準関係法令違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数	主要違反事項		
		労働時間	休日	割増賃金
339	324	219	37	101
	(95.6)	(64.6)	(10.9)	(29.8)

- (注) 1 「違反事業場数」欄は、バス運転者に関し、何らかの労働基準関係法令違反(労働基準法、労働安全衛生法等)が認められた事業場数である。
 2 「主要違反事項」欄は、バス運転者に関し、当該事項に係る違反が認められた事業場数である。
 3 ()内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。

3 バス運転者に関し、何らかの改善基準告示の違反が認められた状況

監督実施 事業場数	違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
		総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間	休日労働
339	260	126	209	131	59	108	16
	(76.7)	(37.2)	(61.7)	(38.6)	(17.4)	(31.9)	(4.7)

- (注) 1 「違反事業場数」欄は、何らかの改善基準告示違反が認められた事業場数である。
 2 「改善基準告示違反事項」欄は、当該事項について改善基準告示違反が認められた事業場数である。
 3 ()内は、監督実施事業場数に対する割合(%)である。